

令和 7 年度第 1 回特定最低賃金合同専門部会議事録

賃金室長

それでは、只今より令和 7 年度第 1 回特定最低賃金合同専門部会を開催いたします。

部会長及び部会長代理が選出されるまでの間、事務局において進行をいたします。

まず、定足数の確認をいたします。なお、業種名は略称で申し上げます。

非鉄金属製造業は出席 8 名、欠席 1 名

光学機械製造業は出席 9 名、欠席なし

電子部品製造業は出席 8 名、欠席 1 名

輸送用機械製造業は出席 9 名、欠席なし

自動車小売業は出席 9 名、欠席なし

です。

以上のとおり、各専門部会とも最低賃金審議会令第 6 条第 6 項の規定による定足数を満たしており、各専門部会は有効に成立していることをご報告いたします。

なお、本合同専門部会は公開としておりますが、傍聴者はありません。

続いて、埼玉労働局労働基準部長より、ご挨拶を申し上げます。

労働基準部長

皆様お疲れ様です。労働基準部長の稲葉です。よろしくお願いいたします。

皆様方には、日頃から労働基準行政の推進に格別のご理解ご協力をいただき、誠にありがとうございます。これまでの経緯になりますが、7 月 31 日に開催された第 2 回埼玉地方最低賃金審議会において、特定最低賃金の改正についての諮問を受け、8 月 8 日第 7 回本審で 5 つの特定最低賃金について、改正の必要性ありとの答申をいただきました。これに基づいて、特定最低賃金の各専門部会を設置し、各団体からの推薦を受け、専門部会委員の任命をさせていただきました。特定最低賃金につきましては、昨年度まで、専門部会で議決した内容を本審に報告をし、さらに、本審で審議した上で一括答申をしておりました。今年度は専門部会において全会一致で議決した場合には、専門部会での議決をそのまま本審の議決とするということが決められております。特定最低賃金は労使のイニシアティブにより進めていただくものでございますので、是非、各専門部

会におきましては、全会一致での議決に向けて慎重かつ真摯なご審議をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。私からは以上でございます。

賃金室長

続きまして、埼玉地方最低賃金審議会の福田会長からご挨拶をお願いいたします。

福田埼玉地方最低賃金審議会会長

おはようございます。まだまだ暑い日が続いているのか、この低気圧が去った後ももう一度暑くなるようなことも言ってますけど、ご案内のとおり、地賃の方は一足先に決着をいたしまして、もうご存じかと思いますが、例年、労使全会一致でということでやっていたのが今年はそれがしばらくぶりに崩れまして、両者、とても本当に真摯にご主張いただいて、たっぷりご審議をいただいて感謝しかないんですけども、最終的には、ご案内だと思いますが、引上げ額が目安どおりの 63 円、それから発効日が若干遅れて 11 月 1 日ということで決定をいたしまして、その旨、官報の公示もなされております。

特賃はもちろん労使のイニシアティブでやっていただくのが、先ほど部長さんのお話があったとおり、基本なんですけども、地賃との関係ということにも思いをいたしていただいて、ご協議いただければと思います。

本年度もどうぞよろしくお願いいたします。

賃金室長

続いて、委員の皆様のご紹介ですけれども、今日の配布資料の中に委員名簿が入っております。委員名簿の配布をもって、ご紹介に代えさせていただきます。

配布資料の確認です。資料は資料一覧のとおりです。欠落等ありましたら、お申し出いただきたいのですが、よろしいですか。それでは進めます。

議題の 1 は、各部会の部会長と部会長代理の選出です。

部会長及び部会長代理は最低賃金法第 25 条第 4 項の準用規定による同法第 24 条において「公益を代表する委員のうちから、委員が選挙する」と規定されております。

この会議に先立って、公益委員の皆様にご協議をいただいたところ、非鉄金属製造業については部会長に小寺委員、部会長代理に福田委員。光学機械製造業については、部会長に野崎委員、部会長代

理に結城委員。電子部品等製造業については部会長に鈴木委員、部会長代理に小寺委員。輸送用機械製造業については、部会長に結城委員、部会長代理に福田委員。自動車小売業については、部会長に野崎委員、部会長代理に鈴木委員とのご推薦がございました。この内容について、委員の皆様にお諮りし承認を得たいと思います。公益代表委員ご推薦のとおりとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

賃金室長

ありがとうございます。例年、特定最低賃金合同専門部会は、各部会長の中から部会長の代表を決めていただきまして、議事進行をお願いしております。

事前の公益委員による打合わせにより、部会長の代表には、電子部品等製造業の鈴木部会長が推薦されました。公益委員の皆様のご推薦のとおりとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

賃金室長

ありがとうございます。それでは、この後の進行は鈴木委員に部会長代表として進行をお願いいたします。

鈴木部会長代表

電子部品製造業等の部会で部会長をしております鈴木と申します。よろしくお願いいたします。

それでは部会長代表としまして全体の議事を進めさせていただきます。

本日の議事録の確認者ですが、公益委員は私が、労働者側委員は高橋委員、使用者側委員は廣澤委員をお願いいたします。

なお、本部会は最低賃金専門部会運営規程第7条第1項の規定により公開とし、議事録についても同規程第8条により公開といたします。

続きまして議題2です。公示に基づく関係労使の意見書についてです。事務局から説明をお願いいたします。

専門監督官

令和7年8月8日の令和7年度第7回埼玉地方最低賃金審議会において、改正の必要性ありとされた5つの特定最低賃金の改正について、令和7年8月8日から令和7年8月25日まで、関係労使から

の意見を求めましたところ、意見書が使用者側から1件提出されました。提出された意見は、本日配布しました資料18でございます。資料18をご覧ください。提出された使用者が、この意見書に記載されております、法人名、所在地、電話番号、ファックス番号の公開をしないでほしい旨申し立てていたため、同部分は黒塗りとさせていただきます。

なお、本意見書の要旨は、「特定最低賃金を埼玉県最低賃金と同額にしていきたい」というものでございます。

意見書については、以上でございます。

鈴木部会長代表

意見書について何かご質問などございますでしょうか。

ないようですので、続いて、議題3に移ります。各特定最低賃金の改正決定についてです。

事務局から配布資料について説明をお願いします。

専門監督官

配布資料について説明させていただきます。

まず、資料1をご覧ください。

資料1は各専門部会の委員名簿になります。

続きまして、資料2でございますが、資料2は各専門部会の運営規程でございます。

続いて、資料3ですが、資料3は第2回以降の各専門部会の開催日程案です。

続いて、資料4です。資料4は特定最低賃金の改正決定に関する諮問文の写しです。改正の申し出のあった5つの特定最低賃金について、改正の必要性の有無について審議いただくことを求めると同時に、改正の必要性ありと判断されたものについては、改正決定、すなわち、金額についても審議いただくことを求めて諮問いたしました。

そして、本審においてご審議いただいた結果、資料5のとおり、5つの特定最低賃金について、改正の必要ありとの答申がなされたところでございます。

続いて、資料6です。資料6は、特定最低賃金の改正を求める申出書でございます。

続いて、資料7です。資料7は、現行の特定最低賃金と、資料6の特定最低賃金の改正を求める申出書に添付された、事業場内最低賃金に関する労使協定のうち、それぞれの業種で最も低い金額をま

とめたものでございます。

資料 8 ですが、資料 8 は埼玉県最低賃金と各特定最低賃金の未満率及び影響率の推移でございます。

続いて資料 9 です。資料 9 は最低賃金に関する基礎調査結果でございます。

続きまして資料 10 でございます。資料 10 は、令和 7 年春季賃上げ状況をまとめたものでございます。

続いて、資料 11 ですが、資料 11 は、埼玉労働局が毎月発表している労働市場ニュースで、令和 7 年 7 月分のものになります。

続いて資料 12 でございます。資料 12 は、厚生労働省が行っている毎月勤労統計調査の最新のものである、令和 7 年 6 月分結果確報になります。

続いて資料 13 でございます。資料 13 は、消費者物価指数の対前年上昇率の推移でございます。

続いて資料 14 でございます。資料 14 は、特定最低賃金に関連する各種統計資料について、令和 7 年 8 月 22 日までに公表されているものをまとめたものでございます。

続いて、資料 15 から資料 17 は、それぞれ、埼玉県鉱工業指数、県内の新車登録台数、中古車登録台数の令和 7 年 9 月 2 日までに公表されているものでございます。

続いて資料 18 でございますが、資料 18 は、先ほどもご紹介させていただいた、特定最低賃金の改正に関する公示に基づいて提出された意見書でございます。

続いて資料 19 でございますが、資料 19 は、埼玉県の最低賃金の一覧表でございます。本日、令和 7 年 9 月 4 日の官報で公示されました、地域別最低賃金である埼玉県最低賃金についても記載しているものでございます。

続いて資料 20 でございます。資料 20 は「目安答申後の地方最低賃金審議会における審議の流れ」でございまして、これは令和 7 年 8 月 4 日に厚生労働本省で開催され、令和 7 年度地域別最低賃金額改定の目安についての答申がなされた、第 71 回中央最低賃金審議会において、資料 No. 1 として配布された資料になります。

資料は以上でございます。

鈴木部会長代表

ご説明ありがとうございました。各特定最低賃金の改正について、具体的な審議は、個別に開催されます第 2 回以降の専門部会で行っ

ていただきますが、労使とも、相手方の考えを予め知ることができれば、第2回以降の審議を進めやすいのではないかと考えております。

審議に臨む方針については書面を出してもらうよう、労使双方に事務局からお願いしたと聞いておりますが、書面は揃っておりますでしょうか。

賃金室長

各部会、労使双方から書面をいただいております。業種ごとにこの後、皆様にコピーをお配りしたいと思っております。

鈴木部会長代表

労使の委員の皆様、ご協力くださいますありがとうございます。

それぞれ、第2回以降の専門部会に向けて参考にいただければと思います。

続きまして、各特定最低賃金の第2回専門部会開催日程について、確認したいと思います。

開催日程については、事前調整により資料3のとおり日程案が示されております。

資料3をご覧ください。

部会ごとに、口頭で日程を確認していきますが、これは私の方でまとめてやってしまってもよろしいでしょうか。

そうしましたら、資料3の順番に確認させていただきます。

非鉄金属の委員の皆さんですが、第2回が9月29日の9時30分からです。不都合な方はいらっしゃいますでしょうか。午前中、大丈夫ですね。予備日として第3回も設定しております、29日の午後2時からです。不都合な方はいらっしゃいますか。よろしいでしょうか。

続きまして、光学機械等の部会です。委員の皆さん第2回が9月16日9時30分からとなっておりますが、不都合な方いらっしゃいますでしょうか。第3回予備日ですけれども16日午後2時から不都合な方いらっしゃいますでしょうか。結城委員ですね。

続きまして、3つ目の電子部品等の専門部会ですが、第2回、9月18日午前9時30分からとなっておりますが、不都合な方いらっしゃいますでしょうか。鈴木委員ですね。次、第3回予備日18日の午後2時から不都合な方いらっしゃいますでしょうか。鈴木委員と小寺委員ですね。

続きまして、輸送用機械の専門部会です。第2回が9月30日9時30分からですが、不都合な方いらっしゃいますでしょうか。よろしいですかね。予備日第3回ですが、30日の午後2時からです。不都合な方いらっしゃいますでしょうか。大丈夫ですね。

最後になりますが、自動車小売の専門部会です。第2回が9月19日午前9時30分からとなっておりますが、不都合な方いらっしゃいますでしょうか。予備日、第3回が9月25日午前9時30分からとなっておりますが、不都合な方いらっしゃいますでしょうか。私が不都合となります。

これで、全ての部会の第2回、第3回の日程について確認させていただきました。各部会とも多くても2名の欠席でしたので、委員の3分の2以上又は公労使それぞれ3分の1以上の出席という定足数は達しておりますので、これで部会を開催できるということでしょうでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

続きまして、議題4に移ります。その他です。まず、委員の皆様から何か議題ございますか。

特にないようですので、事務局から何かありますでしょうか。

賃金室長

一点、お伝えいたします。

最低賃金に関しては、このところ国民・県民の関心が非常に高まっております。昨年は、特定最低賃金の改正答申に対して、初めて異議の申出がございました。このように、特定最低賃金の改正審議についても、これまでも増して慎重な審議が必要になっております。

特定最賃について、埼玉地方最低賃金審議会においては、昨年まで各専門部会からの報告を受けて本審を開催いたしまして一括して答申という形をとっておりました。今年の8月8日に開催された第7回最低賃金審議会において、最低賃金審議会令第6条第5項に基づきまして、専門部会での議決をそのまま本審の議決とすることができると決定しております。

なお、専門部会の議決をそのまま本審の議決とすることができるのは、専門部会で全会一致で議決した場合に限っております。したがって、全会一致とならなかった専門部会の特定最低賃金の改

正については、専門部会の報告を受けた上で、改めて本審に諮る必要がございます。以上です。

鈴木部会長代表 ありがとうございます。今回、最低賃金審議会令第6条第5項を適用することといたしましたのは、専門部会における慎重な審議を行うため、十分な日程を確保することを目指したものです。一括答申のため、本審開催を省略することを目的としております。それぞれの専門部会におきましては、慎重な審議を行うとともに、全会一致で結審できますよう、労使ともにご協力をお願いいたします。

本日は、以上をもって第1回特定最低賃金合同専門部会を終了いたします。